

令和3年1月

ご契約者 各位

西日本自動車共済協同組合

令和3年4月1日以降始期契約の自賠責共済掛金の改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊組合業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年1月18日に開催された第143回 自賠責保険審議会において、令和3年4月1日以降始期契約の自賠責共済掛金の改定が了承されましたので、下記のとおりご案内いたします。

敬具

記

1. 共済掛金改定の概要について

- 令和3年4月1日始期契約より、自賠責共済掛金が全車種平均で6.7%引下げとなります。

(ただし、改定率は共済期間・車種等により異なり、一部引上げとなる場合があります。)

- 令和2年度料率検証の結果、先進安全技術の普及促進や新型コロナウイルス影響等により事故が減少したことにより、自賠責保険および自賠責共済の実績損害率が予定損害率を下回っていることが確認されました。

今後も良好な収支状況が見込まれること等を踏まえ、令和3年4月から共済掛金を改定することになったものです。

【共済掛金例 (本土)】

- 自家用乗用自動車の2年(24か月)契約の場合

現行共済掛金 21,550円⇒改定共済掛金 20,010円

(1,540円の引下げとなります)

- 軽自動車(検査対象車)の2年(24か月)契約の場合

現行共済掛金 21,140円⇒改定共済掛金 19,730円

(1,410円の引下げとなります)

2. 令和3年4月1日以降始期契約の取扱いについて

- ご契約手続きを留保いただいている令和3年4月1日以降始期の自賠責共済契約については、令和3年2月1日より改定後の共済掛金で手続きが可能となります。

以上